

情報公開法要綱案

行政改革委員会行政情報公開部会
「行政情報公開部会報告」(平成8年11月1日)より

目次

- 第1章 総則(第1・第2)
- 第2章 行政文書の開示(第3～第16)
- 第3章 不服申立て(第17～第22)
- 第4章 補則(第23～第29)

第1章 総則

第1 目的

この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する国民の権利につき定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民による行政の監視・参加の充実に資することを目的とするものとする。

第2 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1)行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 国家行政組織法第3条第2項に規定する国の行政機関として置かれる機関(ハの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ハ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関のうち政令で定めるもの
 - ニ 会計検査院
- (2)行政文書 行政機関の職員が職務上作成し

又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他政令で定めるものであつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- イ 一般に容易に入手することができるものの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの
- ロ 公文書館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(3)開示 閲覧に供し又は写しを交付することをいう。

第2章 行政文書の開示

第3 開示請求権

何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、行政文書の開示を請求することができるものとする。

第4 開示請求の手續

行政文書の開示を請求しようとする者は、行政機関の長に対し、請求に係る行政文書を特定するために必要な事項他所定の事項を記載した書面を提出しなければならないものとする。

第5 行政機関の開示義務

- 1 行政機関の長は、行政文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)があつた場合は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているときを除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該行政文書を開示しなければなら

ないものとする。

- 2 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、行政機関の長は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いて開示することが制度の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでないものとする。

第6 不開示情報

第5に規定する不開示情報は、次の各号に掲げる情報とすること。

- (1)個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報

ロ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、本号により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる部分の情報

ハ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報

ニ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

- (2)法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他

正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの

- (3)開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報

- (4)開示することにより、犯罪の予防・捜査、公訴の維持、刑の執行、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報

- (5)行政機関内部又は行政機関相互の審議・検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの

- (6)監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他行政機関の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

第7 公益上の理由による裁量的開示

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、第5及び第6の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができるものとする。

第8 行政文書の存否に関する情報

開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していない

かを答えるだけで、不開示情報の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否することができるものとする。

第9 開示請求に対する措置

- 1 開示請求に係る行政文書を開示するときは、行政機関の長は、開示の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知しなければならないものとする。
- 2 開示請求に係る行政文書を開示しないときは、行政機関の長は、請求拒否の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨を通知しなければならないものとする。
- 3 第8の規定により請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書が存在しないことその他の理由により請求を拒否するときも、前項と同様とするものとする。

第10 開示等決定の期限

- 1 第9に規定する決定（以下「開示等決定」という。）は、開示請求があった後30日以内にしなければならないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示等決定をすることができないときは、30日を限度として、これを延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等決定ができない理由及び延長する期間を通知しなければならないものとする。

第11 著しく大量な行政文書の開示請求に係る開示等決定の期限の特例

開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、60日以内にそのすべてについて開示等決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の相当の部分につき、当該期間内に開示等決定をし、残りの部分については、相当の期間内に開示

等決定をすれば足りる。この場合においては、第10第1項の期間内に、同第2項後段の規定の例により、開示請求者に通知しなければならないものとする。

第12 事案の移送

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他相当の理由があるときは、関係行政機関と協議の上、事案を移送することができる。この場合においては、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

第13 第三者保護に関する手続

- 1 開示請求に係る行政文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示等決定をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができるものとする。
- 2 開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6第1号ただし書二、同第2号ただし書又は第7の規定によりこれを開示しようとするときは、行政機関の長は、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、所定の事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならないものとする。
- 3 前2項に定める手続がとられた場合において、当該行政文書を開示するときは、行政機関の長は、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が不服申立手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、所定の事項を通知するものとする。

第14 開示の方法

行政文書の開示の方法は、政令で定めるものとする。

第15 手数料

- 1 行政文書の開示に関する手数料は、実費を勘案し、政令で定めるところによるものとする。

- 2 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、その手数料を免除し、又は減額することができるものとする。

第16 権限の委任

行政機関の長は、政令で定めるところにより、この章に定める権限を当該行政機関の職員に委任することができるものとする。

第3章 不服申立て

第17 不服申立てに関する手続

開示等決定に対して行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合は、次の各号に掲げるときを除き、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、不服審査会に諮問して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならないものとする。

- (1)不服申立てが不適法であり、却下するとき
- (2)請求拒否の決定を取り消し、当該行政文書の開示の決定をするとき（当該行政文書に第三者に関する情報が記録されているときを除く。）

第18 不服審査会の設置

第17に規定する諮問に応じ不服申立てについて調査審議するための合議制の機関として、総理府に、不服審査会を置くものとする。

第19 不服審査会の委員の任命等

- 1 不服審査会の委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するものとする。
- 2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とするものとする。
- 3 前項の規定に違反して秘密を漏らす行為に対する罰則を設けるものとする。

第20 不服審査会の調査権限

- 1 不服審査会は、必要と認めるときは、諮問をした処分庁又は審査庁（以下「諮問庁」という。）に対し、開示請求に係る行政文書の提出を求め、事件の審議にあたる委員

をして、不服申立人に閲覧させずにその内容を見分させることができる。この場合において、諮問庁は、当該行政文書の提出を拒むことはできないものとする。

- 2 不服審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、請求拒否の決定があった行政文書又はその部分と請求拒否の理由とを不服審査会の指定する方式により分類・整理することその他の方法により、諮問に関する説明を求めることができるものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、不服審査会は、事件に関し、不服申立人、参加人及び諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、参考人に陳述を求め又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができるものとする。

第21 不服審査会における事件の取扱い

- 1 不服申立人等は、政令で定めるところにより、不服審査会に対し、口頭で意見を陳述することを求めることができる。ただし、不服審査会は、その必要がないと認めるときは、その陳述を聴かずに答申をすることができるものとする。
- 2 不服申立人等は、政令で定めるところにより、不服審査会に対し、意見書又は資料を提出することができるものとする。
- 3 不服申立人等は、政令で定めるところにより、不服審査会に対し、不服審査会に提出された意見書又は資料（第20第1項に規定する行政文書を除く。）の閲覧を求めることができる。この場合において、不服審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができないものとする。
- 4 前3項の求めに対する処分については、不服申立てをすることができないものとする。
- 5 不服審査会は、委員のうち一定数の者で合議体を構成し、その判断を不服審査会の判断とすることができるものとする。

と。

6 不服審査会は、事件の審議にあたる委員のうち一部の者をして、第1項に規定する陳述を聴かせ、又は第20に規定する調査をさせることができるものとする。

7 不服審査会の審理は非公開とする。ただし、答申は公表するものとする。

第22 その他の不服審査会関係規定

第18～第21に規定するもののほか、不服審査会の組織（委員の人数、事務局の組織等）、委員の任免及び服務、事件の取扱い等について、所要の規定をこの法律又は命令に設けるものとする。

第4章 補則

第23 行政文書の管理

1 行政機関は、政令で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを制定し、これを公にするとともに、当該定めに従った適切な管理を行うものとする。

2 前項の政令において、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他必要な事項について定めるものとする。

第24 利便の提供・運用状況の公表

1 政府は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内窓口の整備、資料の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の運用状況に関し、毎年度公表するものとする。

第25 情報公開の総合的な推進

政府は、この法律に定める行政文書の開示のほか、情報の提供その他の情報公開に関する施策の充実を図り、国民に対する情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

第26 地方公共団体の情報公開

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、情報公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないものとする。

第27 特殊法人の情報公開

政府は、特殊法人について、その性格及び業務内容に応じて情報の開示及び提供が推進されるよう、情報公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第28 関係法律との調整

文書の公開等に関し定めている法律その他の関係法律の規定との間で必要な法制上の調整措置を講ずるものとする。

第29 施行に伴う措置

1 この法律を円滑に施行するため、公布後施行までの間に相当の期間を設けるものとする。

2 施行日前に行政機関の職員が作成し又は取得した行政文書についても、施行日以後現に行政機関が保有しているものについては、この法律を適用するものとする。